

平成十八年十月二十四日提出
質問第一一四号

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第七〇号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、外務省が袴田茂樹青山学院大学教授からプーチン露大統領の発言に関する情報を得た状況について、「平成十八年九月十日、ロシア連邦モスクワ市において、在ロシア連邦日本国大使館館員が御指摘の教授から口頭で説明を受けた。」という事実が明らかになったが、この会見は袴田教授、外務省のいずれの側の発案で行われたものか。

二 袴田教授からの報告は公電で外務省に報告されたか。報告されたならば当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。右公電には秘密指定がなされていたか。

三 袴田教授がヴァルダイ会議に出席するためにモスクワを訪れることについて、外務本省は公電もしくは事務連絡で在ロシア連邦日本国大使館（以下、「大使館」という。）に連絡したか。連絡したならば、当該公電もしくは事務連絡が「大使館」に到着した日、時、分を明らかにされたい。右公電もしくは事務連絡には秘密指定がなされていたか。

四 一の会見の際、飲食を伴ったか。伴ったとするならば、それは公費により支弁されたか。

右質問する。